

第45号議案

島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

島根県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年島根県条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表第1 三成発電所の項中「2,830」を「3,150」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月2日から施行する。